

【第1号報告】

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

日本経済は、昨年5月新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行され、長く続いた行動制限もなくなり人流、物流とも回復を見せ雇用・所得環境が改善する中、各諸施策の効果もあって景気は緩やかに回復してきました。しかし、燃料高騰下におけるウクライナの情勢や中東ハマス、イスラエルの対立、円安、資源の高騰の影響で不安を残しました。

このような中、乗合バス事業においては、依然、輸送人員、収入ともにコロナ前の水準までに至っておらず、加えて運転者不足の影響により減便や路線廃止が全国で拡大している状況にあります。貸切バス事業においては、コロナ感染の行動制限がなくなった以降、観光需要の回復とともに貸切バス運賃・料金の改正が図られ、今後予定される数多の大型イベントや2年ローテーションで示される運賃改定に大きく期待されるのですが、運転手不足により受注できない状況が散見されるなど、貸切バス事業においても事業展開に苦慮している状況にあります。

バス事業は地域住民の生活交通を支える交通インフラとして、また国が推進する観光施策に欠かせない役割を担う事業として、加えて、急速な少子・高齢化社会の進展と脱炭素社会重視の時代を迎える中で、その役割は益々重要なものとなっています。

我々バス業界は厳しい経営環境の中にあっても、バスを取り巻く状況の変化に適切に対応し、地方バス路線維持対策、安全輸送対策、環境対策、交通バリアフリー対策、インバウンドの振興等、多くの課題に取り組んでいかなければなりません。特に安定した運行の確保に支障を来すこととなる「乗務員不足への対応」は、緊急の課題となっており、本年4月から適用となる労働時間対策（働き方改革）と併せ、業界として最重要課題として取り組んでいかなければなりません。

また、貸切バスにおいては、4月から点呼の動画による保存等の安全性向上に向けた対策が図られました。すべての事業者が新たな安全性向上に向けた対策に取り組み、適切な運行管理のもと、最大のサービスである「安全・安心」を最優先に運輸安全マネジメントの定着、事故防止対策等に業界挙げて取り組んでいくことも重要となっています。

当バス協会としましては、このような諸課題を踏まえ、バス業界の発展を図るため、令和6年度には、次の事項を重点として、会員各位とともに積極的に取り組むこととします。

(1) バス事業の交通安全対策に関する事業

① 各種診断・検査等の受診費用の負担

バス事業者が行うバス運転者の初任診断、適齢診断、一般診断の受診費用を負担するとともに、睡眠時無呼吸症候群（SAS）や脳疾患（脳ドッグ）等健康状態に起因する事故等を未然に防止するため、「SAS検診」や「脳健診」等の受診費用の一部を負担し、運転者の健康管理の充実に努めます。

② 各種講習・研修等への参加費用負担

運行管理者基礎講習、一般講習、安全マネジメント講習及び交通安全研修所等での運転実技研修等の受講促進を図るため、参加費用を負担します。

③ 交通安全対策に関する啓発事業

春・秋の全国交通安全運動や、夏・冬の県民交通安全運動、年末・年始の安全総点検等各種の交通安全運動に積極的に参加するとともに、輸送の安全を図るため、事故防止委員会（6月、9月、12月、3月）を開催し事故防止、安全確保に努めます。

また、バス事故の3割を占める車内事故防止を推進するため、利用者に対する「ゆとり乗降」「シートベルトの着用」、停留所における「バス発進時優先ルール」の啓発活動及び運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図ることを目的としたキャンペーンを実施します。

会員事業者に対しては「飲酒運転防止対策マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」に基づき安全対策が図られる様に啓発活動に努めます。

④ 各種講座セミナー開催

中部バス協会と合同で、運行管理者向けに安全に関する講座や事故防止のための事故防止対策セミナー（2回予定）を開催します。

⑤ 貸切バス事業者安全性評価認定制度

平成23年度から開始され14年目となる貸切バス事業者安全性評価認定制度は、令和6年度（2024年度）の申請から審査内容の一部変更及び令和7年度の申請からは、『令和6年度の取組状況を評価する新たな審査基準』となるため、令和7年度申請者への周知とともに、認定の取得を促進してまいります。

(2) バス事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業

① 各種助成

安全運行に必要な用具、アルコール検知器、ステップ台や車内搭載救急箱、感染防止対策グッズ等の購入費用及び適正化実施機関負担金（令和5年度から新規

助成項目)を助成いたします。

② バスの利用促進等に関する啓発事業

バスの日(9月20日)には、広く一般にバスへの親しみとバス事業の理解を深めてもらうための広報活動を実施します。また、自治体等が実施する運転体験会や乗物フェア等のイベントに参画し、地域住民にバスに触れ親しんでもらい、地域住民の皆様にご利用していただけるように啓発に努めます。さらに、岐阜県、県内各市町で開催する地域公共交通会議等に参加し、各地域の事業実態等を把握し、バス利用促進が図られるように意見・要望を述べていきます。

(3) バス事業の公害対策等に関する事業

① 人と環境にやさしいバス普及のための助成

平成18年12月に施行されたバリアフリー新法に基づき、「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と併せて、国の認定した標準仕様ノンステップバス、リフト付きバス等の普及促進を図ります。また、脱炭素社会への対応としてEVバスCNGバス(改造含む)、ハイブリッドバス等の導入に対する国の助成制度、運輸事業振興助成交付金による助成制度をはじめ、各種助成制度の周知及び活用により、低公害車の普及を促進します。

② 公害対策等に関する啓発事業

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、「環境対策を強化する月間」を継続して実施するとともに国の「ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン」に基づき、積極的に「エコドライブ推進運動」を展開します。

(4) バス事業者の経営の安定化に寄与する事業

バス事業者の経営安定を目的として、運輸事業振興助成交付金の基金を活用して融資斡旋・利子補給事業を実施します。

(5) 運転者不足への対策

平成27年3月に発足した「中部バス事業人材確保・育成会議」に参画し、運輸当局や中部バス協会と連携を図りながら、人材の確保・育成対策に努めます。

具体的な対策として、中部バス協会と共同で、運転者不足の改善を目的としたバスドライバーの採用に関する就職説明会等を開催や、求人情報窓口として、岐阜県バス協会HPに各社「採用情報」を掲載し発信に努めます。